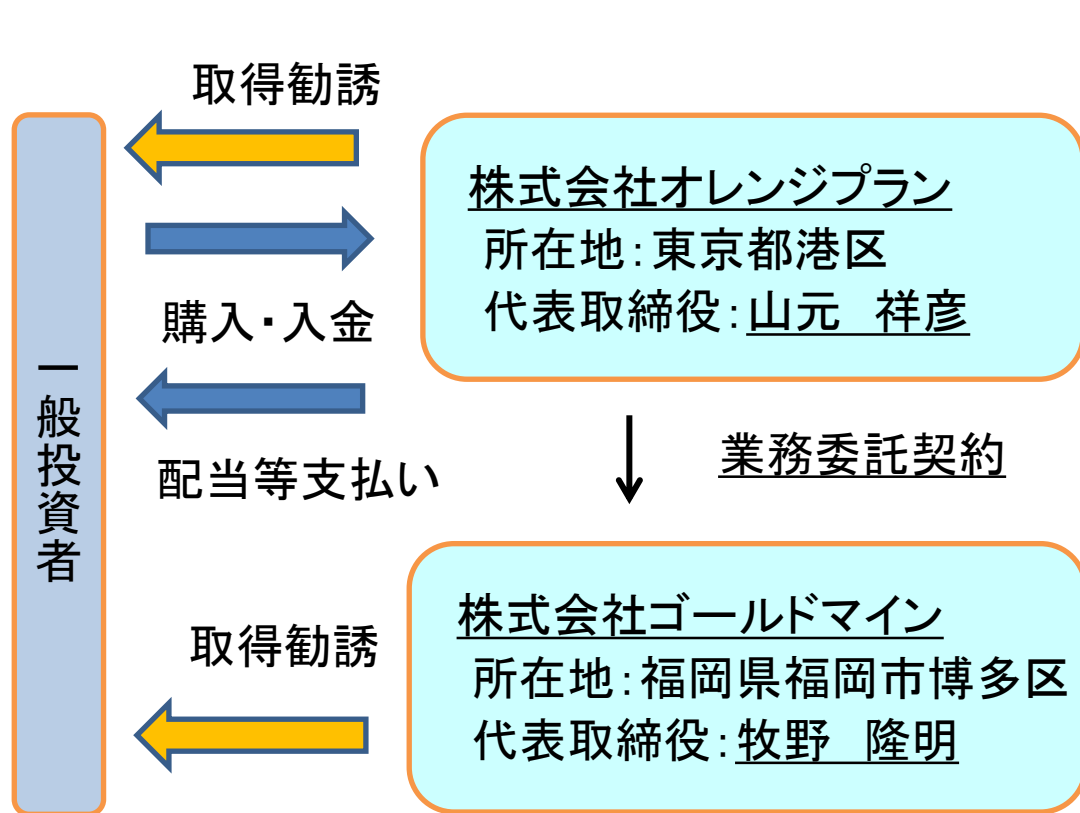


○(株)オレンジプラン及び(株)ゴールドメイン並びにその役員2名に係る裁判所への申立てについて



平成28年11月下旬頃から、「ポートフォリオコイン」の販売を開始。ウェブページやメールにより、「ポートフォリオコイン」の取得を勧誘。

(株)オレンジプランから業務委託を受けて、「公認アドバイザー」をセミナー等に派遣して、「ポートフォリオコイン」の取得を勧誘。

「ポートフォリオコイン」

⇒ 海外の法人が、売上金を仮想通貨で運用し、運用益を分配とする商品。

※一定の期間(20週、40週)まで、週5%の金額が分配される。その後は複利で運用され、満期(104週)に最終的な利益を支払うとされる。

★オレンジ社は、「ポートフォリオコイン」を少なくとも延べ約8,100名に対して、延べ約31億円販売。その他に会員登録料等を約10億円受け入れ。

★海外の法人に対して売上金を送金している形跡や運用益を受け取っている形跡は認められていない。

★投資家への分配は、「ポートフォリオコイン」の売上金等を原資としている。